

第8回 西宮市子ども・子育て会議 確認部会

【資料集】

資料1

資料2

資料集 目次

資料 1	令和 4 年 4 月保育所等入所申込の状況について	・・・ 1
資料 2	教育・保育施設の確認について	・・・ 2

報告 1 令和 4 年 4 月保育所等入所申込の状況について

1. 入所申込から利用調整結果発表までの流れ（令和 4 年 4 月 1 日入所分）

	第 1 次申込	第 2 次申込
10 月	10/29 申込締切り（1 次）	
11 月		
12 月		
1 月	1/24 利用調整結果発表 ※利用保留者は第 2 次申込へ	1/31 申込締切り（2 次）
2 月		
3 月		3/4 利用調整結果発表

※ 前年度までは、利用申込を 3 回実施し、最終の利用調整結果発表を 3 月下旬としていたが、今年度から最終の利用調整結果発表を 3 月上旬へ前倒しするにあたり、保護者の申込期間を変えることなく利用申込を 2 回に集約して実施することとした。

2. 申込状況

（単位：人）

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
令和 3 年 4 月	1 次	715	1,222	420	470	153	63	3,043
令和 4 年 4 月	1 次	711	1,266	425	489	144	62	3,097
R 4-R3		▲4	44	5	19	▲9	▲1	54

議事 2 教育・保育施設の確認について

1. 「確認」と確認部会

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法や児童福祉法など法律の規定による認可を受けるだけでなく、子ども・子育て支援法の規定による確認を受けることにより、施設型給付費等が支給されることになる。

市は施設・事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、施設型給付費等の対象となることを確認する。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。
⇒本市では確認部会で意見聴取

（確認部会での意見聴取事項）

- ① 新たに整備・認可した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、または地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）の利用定員について
- ② 既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について

（参考 1：地域型保育事業所に対する「確認」の効力について）

第 10 次地方分権一括法（令和 2 年 9 月 10 日施行）による子ども・子育て支援法の改正に伴い、地域型保育事業の「確認」に関する取扱いが、以下のとおり変更となった。

（確認の実施主体と効力）

時期・施設	教育・保育施設	地域型保育事業
これまで	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ	主体：所在する市町村 効力：確認した市町村のみ ※ 市民が他市の施設を利用する際は、各市町村が確認する必要がある。
改正後	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ

よって、他市で確認を受けている地域型保育事業を本市の市民が利用する際に設定する利用定員については、教育・保育施設と同様に、確認が不要となった。

2. 認可と確認

教育・保育施設または地域型保育事業は、以下の基準を満たすことが求められている。

- ・学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等
- ・子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）

【主な運営基準】

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	○内容、手続きの説明・同意・契約 ○応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ⋮
教育・保育の提供に伴う基準	○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ○子供の心身の状況の把握 ⋮
管理・運営等に関する基準	○施設の目的、運営方針などの重要事項を定めた運営規程の策定 ○秘密保持、個人情報保護 ⋮

（参考2：認可（認定）主体と確認主体）

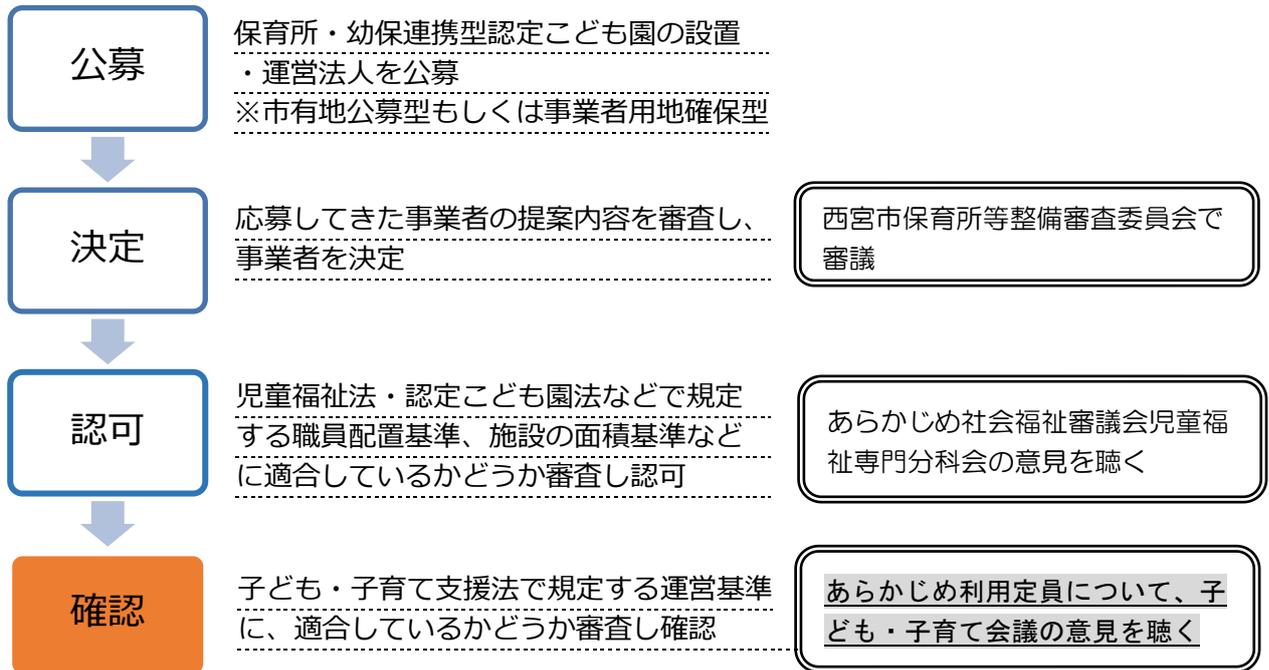
施設・事業			認可（認定）		確認	
			根拠法	主体	根拠法	主体
教育・保育施設	認定 こども園	幼保連携型	認定こども園法	認可（西宮市）	子ども・子育て支援法	西宮市
		幼稚園型	認定こども園法	認定（西宮市）		
		保育所型	学校教育法			
		地方裁量型	児童福祉法			
	幼稚園	学校教育法	兵庫県			
保育所						
地域型保育事業	小規模保育事業	児童福祉法	西宮市			
	家庭的保育事業					
	事業所内保育事業					
	居宅訪問型保育事業					

※幼保連携型：学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可を受けた施設

※幼稚園型、保育所型：既存の幼稚園、保育所としての認可を受け、認定こども園として必要な機能を有する施設として認定を受けた施設

※地方裁量型：幼稚園、保育所いずれの認可された施設がない地域にて、認定こども園として必要な機能を果たす教育・保育施設

(参考3：民間保育所・幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ)



3. 利用定員

教育・保育施設及び地域型保育事業は、認可定員と別に以下の条件に基づく、「利用定員」を定める必要がある。

①利用定員は、1～3号認定の区分ごとに定め、3号認定については、0歳児と1、2歳児に区分して定める。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園として利用）
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）、地域型保育事業

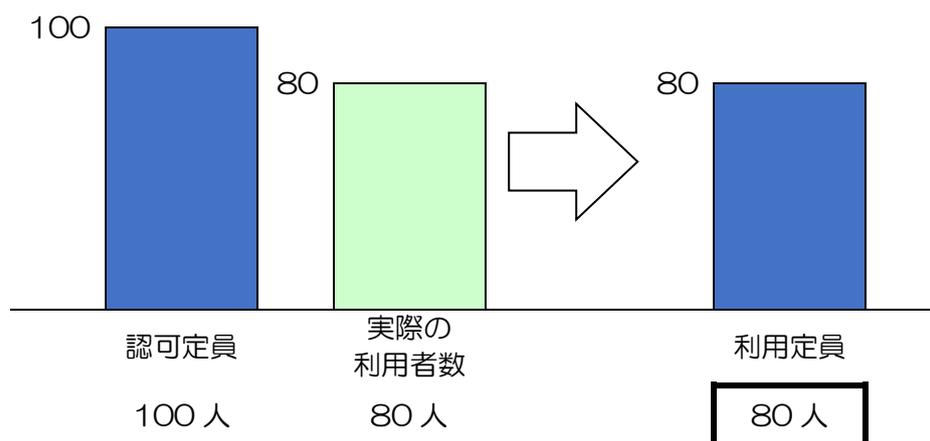
②原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲で、利用状況を踏まえて設定する。

$$\text{利用定員} \leq \text{認可定員}$$

③実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。

$$\text{利用者数} < \text{認可定員}$$

※認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。

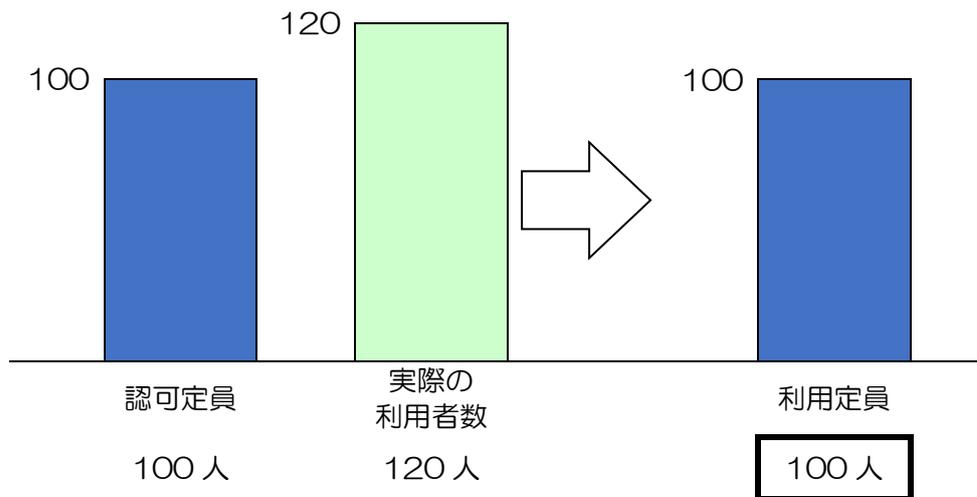


④実際の利用者数が認可定員を超える場合、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

利用者数 > 認可定員

ただし、実際の利用者数が認可定員及び利用定員を恒常的に上回っている場合、認可定員及び利用定員を適切に見直し、認可・確認の変更を行う必要がある。

また、「確認」した年度から起算して、連続する過去2年度間（2・3号認定は5年度間）、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上の場合で、定員の見直しが行われないときは給付費が減算される。



4. 新たに利用定員を設定する施設

(1) 保育所

No.	名称	認可・認定 定員 (入所児童数 R3.4.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	スター保育園	60人 (-)	6人	18人	36人	-	60人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：荒戎町（浜脇小校区） 運営主体：社会福祉法人 愛心会 認可基準上、最大受入人数 72人
2	樋之池保育園	60人 (-)	3人	18人	39人	-	60人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：樋之池町（苦楽園小校区） 運営主体：社会福祉法人 あゆみ会 認可基準上、最大受入人数 67人
3	浜甲子園2丁目保育園	90人 (-)	6人	27人	57人	-	90人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：浜甲子園2丁目（南甲子園小校区） 運営主体：社会福祉法人 あゆみ会 認可基準上、最大受入人数 106人
4	りんりん保育園 屋敷町	80人 (-)	8人	22人	50人	-	80人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：屋敷町（香櫛園小校区） 運営主体：社会福祉法人 遊星会 認可基準上、最大受入人数 94人
5	りんりん保育園 南昭和町	80人 (-)	8人	22人	50人	-	80人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：南昭和町（平木小校区） 運営主体：社会福祉法人 遊星会 認可基準上、最大受入人数 81人
6	夙川おうち保育園 ※ 令和4年度中に開設予定	60人 (-)	4人	20人	36人	-	60人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：高塚町（夙川小校区） 運営主体：社会福祉法人 和の会 認可基準上、最大受入人数 62人
計	-	-	35人	127人	268人	-	430人	

(2) 認定こども園

No.	名称	認可・認定 定員 (入園児童数 R3.5.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	幼稚園型認定こども園 認定こども園 安井幼稚園	240人 (242人)	0人	0人	30人	210人	240人	・幼稚園からの移行(移行前240人定員)
計	-	-	0人	0人	30人	210人	240人	

(1) ~ (2) 計 (新たに利用定員を設定する施設の利用定員の合計)

			利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
計	-	-	35人	127人	298人	210人	670人	

(3) 利用定員を変更する施設

No.	【種別】名称	認可・認定 定員 (入所児童数 R3.4.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	【保育所】 芦原むつみ保育所（公立）	170人	12人	45人	103人	-	160人	・3号認定の受入枠拡大のため
		(156人)	12人	55人	103人	-	170人	
2	【保育所】 芦原保育所（公立）	90人	0人	15人	50人	-	65人	・閉園に向けた段階的な受入停止のため R3 1歳：5人、2歳：10人 R4 1歳：0人、2歳：15人
		(65人)	0人	15人	60人	-	75人	
3	【保育所】 今津文協保育所（公立）	90人	3人	30人	57人	-	90人	・閉園に向けた段階的な受入停止のため
		(90人)	0人	30人	57人	-	87人	
4	【保育所】 ニコニコ桜今津灯保育園	60人	9人	24人	57人	-	90人	・分園開設に伴う本園の利用定員の見直し
		(107人)	12人	48人	0人	-	60人	
5	【保育所】 ニコニコ桜今津灯保育園／分園	108人	0人	0人	0人	-	0人	・分園開設
		(0人)	0人	0人	108人	-	108人	
6	【保育所】 名塩保育園	40人	3人	13人	24人	-	40人	・利用定員の見直しによる利用定員の減
		(23人)	3人	9人	18人	-	30人	
7	【幼保連携型認定こども園】 一麦保育園	182人	17人	60人	99人	3人	179人	・2号認定から1号認定の切替えに対応するた めの1号認定の利用定員の見直し
		(179人)	17人	60人	99人	6人	182人	
8	【幼保連携型認定こども園】 マーヤこども園	86人	6人	18人	36人	3人	63人	・建替えに伴う受入枠拡大のため
		(70人)	6人	22人	43人	15人	86人	
9	【幼保連携型認定こども園】 マザーシップ西宮北口こども園 ／瓦木分園 ※ 令和4年度中に開設予定	103人	0人	0人	0人	0人	0人	・分園開設
		(0人)	9人	27人	64人	3人	103人	

No.	【種別】名称	認可・認定 定員 (入所児童数 R3.4.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
10	【事業所内保育事業】 ハンニシゆとり保育園	12人	3人	9人	-	-	12人	・従業員枠と地域枠の内訳変更 (従業員枠1→2、地域枠11→10)
		(10人)	3人	9人	-	-	12人	
11	【小規模保育事業】 保育ルームうさぎ たんぼぼ	11人	3人	7人	-	-	10人	・乳児室等の配置変更による利用定員の変更のため
		(9人)	3人	8人	-	-	11人	
12	【事業所内保育事業】 なごみ保育園	19人	6人	13人	-	-	19人	・廃止に向けた年齢ごとの定員変更のため (廃止予定：令和6年4月1日)
		(14人)	0人	19人	-	-	19人	
13	【家庭的保育事業】 ポレ・ポレ 保育ルームひだまり	0人	1人	4人	-	-	5人	・廃止のため（令和3年12月1日）
		(5人)	0人	0人	-	-	0人	
14	【事業所内保育事業】 西宮わたなべ前浜保育所	0人	3人	9人	-	-	12人	・廃止のため（令和4年4月1日）
		(5人)	0人	0人	-	-	0人	
計	-	-	▲1人	55人	126人	18人	198人	

(1)～(3) 総合計（新たに利用定員を設定する施設+利用定員を変更する施設の利用定員の合計）

			利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
計	-	-	34人	182人	424人	228人	868人	

小学校区別利用保留児童数及び令和4年4月開設園の位置図

- ・各小学校区の数値は令和3年4月の利用保留児童数（網掛け=30人以上の校区）
- ・定員は2、3号認定の定員

